

後北条氏民政への反抗 (1)

— 百姓の逃亡を中心に —

岩 崎 義 朗*

Resistance to the Government of Gohojō, 16th Century (1)

Yoshirō IWASAKI

は し が き

後北条氏の民政が戦国大名の民政の中で、ことに意を用いた点で高く評価されて来たことは多くの人々によって指摘されてきた¹⁾。「北条五代記」を引いて四公六民の税制を公布し、臨時の課役を掛けてはならないとし、若しこの法度に違背した者共は地頭職を剥奪するというのである。また「あわれ吾等の国も新九郎殿の国にならめや」²⁾と他国の人民が申ししていたと伝えている点に、北条五代の民政が凡てこのようであったような錯覚を起し易い。

「北条五代記」のこの例は少くとも北条宗瑞（早雲・長氏・氏茂と称した。）が延徳三年³⁾堀越公方をおそって之を亡ぼし伊豆を奪って韮山に移り、次いで小田原城をうかがい、之を取り、やがて相模中原の三浦義同を逐って三浦半島の新井城に滅ぼした。ここに鎌倉をも占領して武相の経略に当ることとなったが、この間、低課税政策を打出したことは当時の分国周辺地域に大きい波紋を投げたといってもよい。

戦乱相次ぐ戦国時代においては富国強兵政策は当時の戦国大名に共通するものであったが、この政策の中核にあたるべきものは人心の把握と、重い戦費にたえ得る実力とが要請されるのである。この要請にこたえ得る政策の一つが北条宗瑞の打出した低課税政策であった。したがって北条氏分国周辺の地域では民衆の羨望とみられる「あわれ吾等の国も新九郎殿の国にならめや」と申ししていたという。しかし、北条氏はただに低課税政策のみが賞讃されるのではなくて、その他文教⁴⁾、軍事⁵⁾、交通⁶⁾、産業⁷⁾等々の諸政策にも優れた側面をみせてはいるが、この北条氏五代が悉く善政の連続とは限らなかったのである。

宗瑞の時といえども四公六民のままで臨時の課税がなかったかどうかはにわかに断言出来ないが、二代三代とたつうちに一般の百姓は地域によって多少の相違はあるが、知行人に対して本年貢を出し、北条氏に対しては役錢を、そして、その外に夫役があり、普請の負担があつて、それ等の総てを合算すると相当の負荷となっていた。この外に公事と称する諸雑事の課税を入れると四公六民が逆転して六公四民もさることながら納期が遅れ、未進率が増加すると共にこの重税の反抗は遂にその地から脱して逃亡をするに至るのである。

本稿は逃亡にいたる原因、逃亡の形態、その処置、人返、その他について考察を加え、後北条氏民政が三代から四代、五代に至っては可成深刻な問題となつて、やがて小田原征伐には約一世紀、連綿たる伝統と善政の範と目されていたにも不拘、後北条氏は意外にもろく壊滅し去った点に留意して後北条氏民政への裏面にも注目しなければならない。

1. 反抗の意義

ここに表題を民政への反抗としたが、具体的にはその地に安住が出来なくて、遂にその地を捨て

* 横須賀市立商業高校・三浦半島史談会

て逃亡していくことが大部分で、古文書の中には「欠落」・「缺落」または「闕落」、そして「退転」・「一揆」という文字が使用されている。この中の「一揆」は前の「欠落」や「退転」とは稍違った反抗の内容となるが、江戸時代に使用されたと同じ文字ではあるがその内容には異なる点がある。

まず「欠落」・「缺落」または「闕落」と使用されている類似の文字に「駈落」・「馳落」それと全く同じの「欠落」が江戸時代に見えているが、本来は「事欠ケテ落チユク義カ、或ハかけハ駈カ」⁸⁾等と疑問を残した説明の後に二義をあげている。

① 戦=負ケテ、他所へ逃ゲ去ルコト、没落、多門院日記略ニ、永正三年七月廿一日「今朝、大和国、一揆令=蜂起、福玉子生害畢、高田城欠落」

② 甲陽軍鑑十一下品、第三十七「甲州下山ヨリ、雪ヲ踏ミワケ、山通り、三河へかけ落、甲陽軍鑑「御家中より駈落の人一人もなし」

以上が戦に負けて逃げていく例だが、御定書百箇条を引いて悪事を働いたあと行方をくらまして逃亡することをあげているが、その他に情事によっても逃亡せざるを得ない場合もある。

① 悪事ナドヲシテ跡ヲ晦マシテ逃ゲ去ルコト 逐電、出奔、失踪、亡命

御定書百箇条「科人、欠落之事云々、喧嘩口論ニテ人ヲ殺、致=欠落=候者、尋之儀」

以上は江戸時代に使われたのであるが、更に階級的にみて庶民の場合には「失踪」、武士の場合には「出奔」、情事・悪事の時は「駈落」という説明もある⁹⁾。どうも中世、殊に戦国時代もこの地方の用法とは違っているようにみえる。

次に「退転」であるが元来は仏語で涅槃経の「心无=退転、即便前進」から出るとし、あとしざりし移りて止まぬこと、しりぞきうつることから「移り変って悪くなること」・「身代潰れて他処に移ること」・破産・「おちぶれて他に移ること」ということから「中絶すること」等の意も出て来るとしているが、逃亡の内容的な意味はよく類似しているが、事情によっては「欠落」との区別がそれ程の厳密な相違はないにしても、そこに少々ニュアンスの異なる点があるようにみえる。

次の文書を見るように逃亡を「闕落」と記している。

北条氏印判状

木古庭之郷領主宮下闕落ニ付而諸百姓ホ郷中明之由申上候、(以下略)¹⁰⁾

この文書の明示しているように木古庭之郷の領主が、すなわち宮下で彼は小田原衆所領役帳によれば山中彦十郎の寄子になっていて木古庭之郷六十一貫六百五十文の領主となっている。三浦半島には約五十名の知行人がおり、その中で北条氏に対して「役」を出さない所謂「無役衆」が13名、半分だけ「役」を出す「半役衆」が8名で、これは津久井の「敵知行半所務」に相当する者とは稍相違があるが類似している。宮下弥四郎はこのどれでもなく、北条氏康の弟、北条彦九郎為昌¹¹⁾の下に属する山中彦十郎の寄子で、三浦半島を横断する道路の中で半島の北半部を通る「三浦中道」の要部を占めている。その木古庭郷の領主が「闕落」をしたのである。この領主の逃亡について百姓共も逃亡して郷中を明けてしまったことが記されている。

この文書の意味するものは一人の領主の逃亡によって、この領主の下に所属していた百姓たちが、領主と行動を共にしている。すなわち領主と百姓との連携が密接であったことと、この領主の逃亡が百姓と共通の利害の上に立っていたのではなからうか。「郷中明之由」という状態で、江戸時代の逃散に似て、集団的逃亡であるため「郷中明」となったことがわかるが、ここで集団的逃亡といっても一挙に多数という意味と少数宛ある期間に逃亡することが考えられるが、後者の状態が妥当するように考えられる。

次に単身の欠落もある。

北条氏印判状

一、其方被官石田内蔵助者欠落之由候 小机触候中ニ有之者(後略)¹²⁾

この欠落は全く単身であるが、欠落の者が、小机からの舐の中に記載されていたことが確認されている。

しかし、欠落はこの外 2, 3 人宛が 1 団となって逃亡する小集団の欠落もある。

北条氏印判状

泉郷百姓窪田十郎左衛門者欠落之事

卯歳欠落，豆州見ろく寺ニ有之

壹人女梅同子壹人

午八月欠落，同所有之

壹人女乙

午六月欠落，武州府中ニ有之

壹人丹

巳九月欠落，豆州狩野内立野ニ有之

壹人善三郎親子三人（以下略）¹³⁾

この文書から見ると駿河国泉郷の百姓窪田十郎左衛門の一家眷属の中で、すでに一人前として成人したであろう男子「丹」，女子「乙」，その他は親族か姻族を明瞭ではないが、すでに親子関係にある母子，また父母と子といった二，三人の小集団は血縁的結合の上に立ったいわば一家が一同となって逃亡していく形になっている。

以上のように「闕落」また「欠落」は個人的または小集団の逃亡に使用されていることがわかる。しかも単身逃亡以外は血縁的結合を単位とした一家の逃亡がある。また郷村が明けとなるような逃亡もあることが明かである。なお逃亡を「欠落」と記した文書もある。

北条氏印判状

伊勢東海船方不参之分番銭之事

(中略)

右船方共不参一段曲事候，自今以後，致^〇缺^〇落ニ付而者可懸過失，(以下略)¹⁴⁾

次に「退転」であるが、北条氏康の家臣である松田憲秀が山口郷左衛門尉を武蔵国横手村の代官職に任じた時に不入の事，百姓退転無き様にとのこと，必要な時の人馬は印判を用いることの三点を指示しているが，この松田憲秀の判物¹⁵⁾の中で「百姓無^〇退^〇転様ニ可^〇申付候」とあるのは百姓が逃亡しないようにとの指示をしていることである。この外に「退転」について記した文書は多い。

北条氏規印判状

従前々有田津浦葛網之儀走廻候，然ニ近年此方より御用諸浦次々被仰付故致^〇退^〇転之由申上候，向後ハ自此方被仰付御用葛網之外^〇ハ被仰付間敷候，早々如前々田津可夏帰，仮初ニも此方為無御印判誰人申付候共，御用お走廻間敷者也，仍如件

丁亥

四月十三日

井出内匠助

(氏規「真実」朱印)

奉之

永島出雲守

この文書は葛網にたいする御用，すなわち公課が次第に増大し，公定の肴銭¹⁶⁾やその他臨時の現物納も多く¹⁷⁾，さらには陣夫にかり出されたりすること¹⁸⁾も増して遂にはその負担している者共がその重みにたえかねて逃亡してしまい，後に好条件を付与しても之に応ずる者がいない状態である¹⁹⁾。

網子の「欠落」は網漁が大規模になればなる程多勢を要することであるから，その網の使用が不能になる程であれば相当数の逃亡者があることである。「重洲網所三帳分の退転」は相当多勢の逃亡である。大集団の逃亡と見ることが出来る。「退転」は「欠落」に比して集団の規模が大きい場合に使用されているように見えるが，いま一文の中に「欠落」と「退転」の二つを使って書かれた文書

がある。それは天文十九年四月朔日に出された北条氏の印判状である。

北条氏印判状

国中諸郡就退転、庚戌四月諸郷公事赦免之様躰之事

百式拾四貫七百九十一文 相州東郡田名之郷

右、為諸点役之替、百貫文地より六貫文懸ニ可出趣相定候、然者、田名之郷百廿四貫七百九十一文、此役錢七貫四百八十七文、(中略)

- 一 地頭ニ候共、百姓及迷惑候公事以下申懸ニ付而ハ御庭ヘ参可申上事
- 一 退転之百姓、還住仕候者ニハ借錢借米可令赦免候、但、今日より以前之儀也、從今日以後、欠落之者ニハ不可有此赦免事
- 一 寺正小山金子召仕候郡代夫今赦免事

此外無御印判郡代夫、自今以後、不可立者他、仍如件

天文十九年庚戌四月朔日

田名郷百姓中

この文書をみると天文十九年には北条氏分国中の諸郡（現在この文面に類似している文書は相模国では東郡で田名郷・磯辺郷、西部で一色郷、武蔵国では本牧郷、南品川、北品川伊豆国では西浦之内長浜の七ヶ所の百姓中にあてている。）に退転した者が出たので天文十九年の四月諸郷の公事を赦免するというものである。現存する文書が七通であるがさらに多かったのではないだろうか。もっと広い地域に退転が行なわれ、その退転をくい止める方法として公事赦免を行うことを規定した。そして三条件を付した中に今日より以前に逃亡した百姓が還って住まってくれた場合に借錢、借米は返済に及ばないとした。この場合はすでに逃亡した幾ばくかの百姓一般を指しているようにみえ、後者の今日以後の逃亡者にはこの赦免は認められないとしている。この後者の「欠落」は個々とか、比較的少い百姓の逃亡を指しているように思われる。しかし、明確な区別も付けにくい点もあるが、次の文書をみると逃亡者は侍や人民共すなわち百姓以外の人々も含めた階級を越えた逃亡者一般を表現しているようにみえる。

北条氏康書状

追而一搏一種進之候

久不能音問候、抑去年就越衆今出張、太田美濃守、成田下総守亡年来重恩、度々背誓句血判旨、忽企逆心事、誠以無是非候、(中略)

国中乱入放、山野躰経年月ハ、弥侍人民共可退転間、至千来秋者一途ニ一戦落着候。(以下略)²⁰⁾

なお文中に「弥」と記している事からみれば逃亡者の増加が看取されるようで、数の逃亡について「退転」としているようである。したがって「欠落」も「退転」も共に逃亡であることは違いはないが、「欠落」の方が比較的少人数、または個人的なそれであり、「退転」の方が人数が多い場合とまた逃亡者一般を指すような表現方法がとられているようである。

後北条氏民政への反抗は「欠落」や「退転」の形で出ているが、次の文書にみるように一揆が発生し、それへの参加を禁止しているのがある。

北条氏印判状

一揆ニ罷立事無用候、天文九年庚子春松殿 如御証文、鶴岡限可相守旨、秘仰出者也仍如件

辛巳

十一月十四日

宗 甫 奉 之

新 大 夫
坂 間 大 夫
六 郎 五 郎

この文書に記してある辛己は天正九年とみてよい、春松院は北条氏康の法諡「春松院快翁活公」によったものであるが、この天正九年の一揆はどのような一揆なのか、今にわかには明かに出来ないが、八幡宮の社人、職掌小頭小池新大夫、また六郎五郎の先祖であり、さらに御手長役追川俊藏である坂間大夫²¹⁾に対して一揆への参加を禁じている。そして天文九年に出した北条氏綱の出した証文に指示するように鶴岡の守衛を命じている。

なお「退転」は逃亡にのみ使用されているのではなく次の例の如く未進しないよう、すなわち懈怠の意味やまた頽破荒廃の意味にも用いられている。

融元讓状²²⁾

讓与

鶴岳八幡宮寺供僧職事

中 納 言 空 元

右職者、自良喜已後、不相違拘来也、社役等不退転、守先例何今勸仕者也、等覚院・恵光院無退転様、似相之仁可指置也、仍如件。

天正十三^{乙酉}十二月廿八日

融元（花押）

足利義氏書状²³⁾

当院之事、依為夢窓国師之道場、御代々崇敬之上、尚以不可有別条候、仍而院主職之儀被相任候、祖塔無退転様、修補簡要候、(中略) 巨細瑞雲院可有対語候、恐々謹言

五月九日

義 氏（花押）

黄梅院周璜西堂

この文書の退転が二様の意味に使用された例であるが、本論文では逃亡を中心に考えて進めるため、このような例は除外したい。

また逃亡の中には郷村が悉く逃亡してしまう「逃散」も行われたことが次の例にみられる。

盛重披露状

八幡宮御八講事、坂間郷百^(姓)□等、今年就可有守護入部^(之)□風間、逃散之間、依無其沙汰、^(御)□八講不可遂行之由被申候、所詮、百姓等還住之時者、可被沙汰候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言。

十一月十五日

盛 重^状
(花押)

執行法印御房

この文書は鶴岡八幡宮寺の御八講のことについて盛重が書状を同宮寺執行に出したものであって、相模国大住郡坂間郷の百姓等は守護使が入部するという風聞によって、郷村をあげて逃亡してしまった。その後何の連絡もないので御八講は行っていくことが出来ないといわれている。つまりは百姓が還住した時に八講を行うということを申上げたのであるという意味である。

次の例は北条氏に直結する問題ではないで百姓等が逃散する場合に逃亡者が多く、一郷村がごとく逃亡するような場合は逃亡先が確実に確保されなければ切角逃亡してもその生命が約束されないこととなる。そこで甲村が全員乙村へ、乙村百姓が悉く甲村へ移ることが考えらるのでその可能性を先制的に封じようとするのが次の文書の例である。

崇寿寺土恩、伝宗菴心榮契状²⁴⁾

崇寿寺領相州毛利庄厚木郷下方百姓等、逃散仕、院領江罷越事候者、堅不可有御許容、院領御百姓等逃散仕、寺領江罷越事候者、堅不可有許容候、若復他領江罷越事候者、相互申談、可塞通路

者也、仍而為後日契約狀如件

応永卅一年^{甲辰}八月十二日

崇寿寺 (華宗) 土恩 (花押)
伝宗庵 心栄 (花押)

2. 反抗の原因

反抗の意義を述べて来た中にすでに原因をも明らかにした部分があるが、ここにあらためて取り上げた。

(1) 戦争に起因するもの

先ず戦場になる地域には生活の安定は不可能である。そして戦闘が長引けば全く人が住めなくなる。すでに註 20 に引用したように

北条氏康書状

追而、一樽一種進之候

久不能音問候、(中略) 国中乱入故山野躰経年月ハ、弥侍民共可退転間、至干来秋者、一途ニ一戦落着候、(以下略)

国中に敵軍が乱入して来れば侍、人民共に退転をするから、来秋を期して先制攻撃をしようというものである。この地域的な侍、百姓の逃亡は生命の危険を脱して他の安全な地域へ逃亡するのである。

しかし、これは戦端が開かれる前にすでに逃亡してしまうのであるが、実は戦いの最中に逃亡していくものもある。負傷によるもの、戦いへの嫌悪から、または戦いに疲れたもの等種々あるであろう。

(2) 課役の圧迫から脱れるための逃亡

これで分国内の各地域に特殊性があり、守護領、直轄地、私領、寺社領等それぞれ多少の相違があるが、各領地が取立てる年貢はほぼ収穫の 40% 前後であって、所謂「北条五代記」の語伝える四公六民の制が長く継続していたようである。

しかし、本年貢が全収穫の約 40% 上納だから残りの 60% は全く私有に帰するのかというところではない。この中から賄われるものは課役と引銭、公事諸費でこれ等を差引いた残額が私有となるので、ここでいう課役は「諸役」と総されているもので、これも一挙に行われたのではなく分国の拡大に伴い次第にその制度が整えられているが、二代氏綱の時代には既に「段銭」・「棟別銭」に整い「城米」も入って来ているが、まだこの城米が小田原へも玉縄へも両方に納められていたかは明瞭でないが氏康の時代には「城米」または「城米銭」として納入されたことが明らかである。この三つの課役が北条氏に直結するもので、この外に公事がある。これも地域によって異っている。なおこの段銭の外に「増段銭」や棟別銭の外に「懸銭」または「懸反銭」を課したり、その賦課率が多少変化を示している。なおこのことは項を改めて述べたい。

また公事には「普請」・「着到」・「人夫」・「陣夫」の外「定使」そのた臨時の課役も含まれこれらの課役に対する罰則は可成厳しいものであった。また地域によって特別のもの、職業別によってもそれぞれ特有のものが課されていた。

後北条氏の課役については佐脇榮智氏が「日本歴史」第 163 号の中で天文十九年に税制改革を行い、「税目の整理が行われ、各税目について一定の税率をきめ、これをすべて恒常税としているのであり、また北条氏以外の課役を一切認めず、後北条氏の戦国大名としての基盤が一層固められたのである。」とされているが、その内容とするところは「諸点役之替」に「役銭」を百貫文地から六貫文懸に定めるという六分の課税率が定められ、そして「此以後ハ昔より定候諸公事一も不残今赦免

候、細事之儀も不可申付候」とあって一見多くの公事が悉く赦免せられたように見えるが、後段の但書以下によればそれは決してそうでなく陣夫、廻陣夫、内夫、大普請、城米銭は赦免されていない。この文書の出された意義は国中が「退転」したので之を退転させないようにその方法を規定するために出された文書である。負担の軽減を図ったようにみえる文書であるが、これで確実に指摘出来ることは、先ず役銭（六分）を設けたことと、第二に「地頭」が恣意に申懸てはならないとされている点その理由のようである。そして第三に逃亡した百姓に特別な許容を与えた。すなわち、徳政のような借錢、借米の赦免によって逃亡した者に還住させようとしているのであるが、果してどの程度の効果があったのであろうか。そして最後に郡代夫または郡夫の課役は「虎の印判状」以外によることを禁じていることである。

百姓はこの文書の公布施行によってどれだけの「公事赦免」による負担軽減がなされ、公事赦免の目的たる「退転」を防止乃至は「退転」を「還住」させ得たのであろうか。佐脇氏のいう「税制の改革」という認識の上に立って「後北条氏の戦国大名としての基礎が一層固められた」とみる事が出来るのであろうか。今、便宜上、東郡（相模国高座郡）田名郷の史料が比較的課役に関するものが多く、かつ年代的にも約四分の一世紀近く残されているので之を中心に他の史料と共に検討をしてみたい。

先ずここで注意を要するので「役銭」と呼ばれるものでこれは諸点役之替としての「役銭」で、天文十九年以前の段銭、棟別銭、押立、城米銭その他の諸役を「役銭」として一つに統一したのは、とりもなおさず国中諸郡の退転を正常化するための臨時措置であったのである。しかも、「此以後ハ昔より定候諸公事、一も不殘令赦免候」とあるが、これは間もなく崩れていくのである。わずか二年後の天文二十一年には次の様である。

北条氏印判状²⁵⁾

。反銭六貫三百廿文相調、九月一日以前、小田原へ持来、関 弥三郎＝可渡之、日限相違＝付而者、可入譴責、但御法度三文悪銭可撰者也、仍如件

(天文廿一年)

壬 子

(虎の朱印)

八月十日

田 名

百姓中

せっかく「役銭」に統一したが、わずかのうちに名称も税率も変っている。この後、「役銭」という表現はしばしば使用されているが、その内容は前述のようにすでに以前に呼ばれていたものを指すように見えるが、必ずしも同一内容と同一率ではないようであり、十年も経ない間に以前より高率になる公事の課徴はやがて百姓の欠落、退転をさらに促進させ、後北条氏の戦国大名としての基盤が一層固められるどころか、いよいよ百姓の逃亡は増加し、公事の増加に加えて、夫役の銭納化によって益々百姓は困窮の度を増していくことが看取されていくのであるが、ここでは本年貢について多少の地域差や年代の違い、または豊凶の度によって変化はあるが、まず 40% 前後で、これを著しく越えるものはない、但し風損、流水・旱損等による天災地変が原因するものは佗言次第、考慮が払われて来てはいるが²⁶⁾ 基本的には公事、夫役は農民の負担が生活を圧迫し、後北条氏への反抗が目立つようになって来ていることに留意したい。

役銭の内容、即ち公事はどういうもので、事実はどう程の負担になっているのかを検討する必要がある。「諸公事」とか「諸点役」とかの内容は必ずしも一定した内容を示していないが、次の例を見ると、

北条氏康印判状²⁶⁾

已歳役錢之配符

- 一 四貫七十五文 田名 棟別錢 毎年辻 玉繩へ可納之
 一 八貫四百廿七文 同所 穀段錢 毎年辻 小田原へ可納之

以 上

右兩様以来米穀可納之、当納法百文ニ壹斗四升目、一俵別干米共三斗六升俵ニ被定畢、(中略)
 棟別ハ九月晦日、段錢ハ十月晦日必可致皆済、此日限踏出、至干無沙汰者、一俵ニ三升宛以増米
 可納之、此上令未進ハ入譴責、妻子牛馬可引取間、当代官、百姓ニ力を合、可相調者也、仍如件

(永祿十二年)

已 巳

八月廿日

田名 小代官
 百姓中

この文書では「役錢」といっているのは棟別錢と段錢を米穀で納める「穀段錢」の二種類を指しており、次の文書ではさらにもう一種類多くなっている。

北条氏印判状²¹⁾

田名郷壬戌懸当検見辻役錢可 []

- 四貫八百文 段錢 十月十日を限而山上ニ可渡之
 四貫九百九十二文 懸錢 六月分共に十月十五日を限而同人ニ可渡
 三百文 城米錢 米を以十月晦日を限而神保可渡之

以 上

右役錢、随当作員数被仰付候上者、日限如御定奉行人ニ渡之、(中略)仍如件

(永祿五年)

壬 戌

九月廿四日

田名郷 小代官
 百姓中

この文書から見ると「役錢」は段錢、懸錢、城米錢の三種類となっていて、前の文書のものと併せてみると、役錢は棟別錢、段錢(または穀段錢)、懸錢、城米錢等を指している。しかし前に城米錢を役錢としていない時は別の文書で城米錢だけの納入を命じている。

北条氏印判状²⁹⁾

如毎年玉繩城米錢三百六十文、此米壹俵壹斗貳升五合、但百文ニ一斗三升目、来廿日以前小田原へ付越、安藤豊前神保代兩人ニ可渡之、至于無沙汰、可被懸罪科、但竹千代殿参御飯米之御用也、仍如件

(永祿八年)

乙 丑

九月三日

田 名
 百姓中

ここで「役錢」という公事の内容は天文十九年以前にそう呼ばれていたものと殆んど同じようである。しかし、これ等の役錢の課税率は恒常化されているとは必ずしも断定出来ない。今、天文十九年の田名郷の貫高は百廿四貫七百九十一文と認められ、その6%すなわち七貫四百八十七文が役錢と定められたのでこれを基準として見たい。

田名郷の諸役

年 度	種 類	貫 高	% (天文19年の貫高を元とする)
天文 19 年	役 銭	7.487	6.0%
天文 21 年	反 銭	6.320	5.1%
永祿 5 年	{ 段 銭	4.800	3.85%
	{ 懸 銭	4.992	4.0%
	{ 城米銭	300	0.24%
永祿 8 年	城米銭	360	0.26%
永祿 9 年	{ 穀段銭	8.427	{ 本 5.1%
	{ 棟別銭	4.075	{ 増 1.7%
	{ 城米銭	180	{ 3.26%
永祿 11 年	{ 穀段銭	8.427	{ 6.80%
	{ 棟別銭	4.075	{ 3.26%
永祿 12 年	{ 穀段銭	8.427	{ 6.80%
	{ 棟別銭	4.025	{ 3.26%
	{ 城米銭	360	{ 0.26%
天正 9 年	{ 本反銭	6.321	{ 5.10%
	{ 反銭増分 (増段銭)	4.214	{ 3.38%
	{ 御蔵納	2.107	{ 1.72%

以上のように書出されたものだけを単純に合計した結果を天文 19 年の課税率と比較すれば、年度によって税種目が不揃いで不統一であるが、少なくとも天文 19 年から 12 年経った永祿 5 年には約 2% の上昇を示し、それから 4 年を経た永祿 9 年には約 4% の上昇を示している。若し税種目が整一にされ、それぞれの率が確定すれば課税率はもう少し上昇を示すのではなかろうか。

本年貢が四公六民とすれば、それに役銭を計上すれば五公五民位には相当するのではなかろうか。さらに天文 19 年の文書には「但、陣夫并廻陣夫、大普請、玉繩之城米銭をは可致之、廻陣を八年中八貫文積にて、以夫銭可出事」と命じているのは、廻陣夫を 8 貫文積に夫銭を出させるので、これは当時の役銭 7 貫 487 文より高く、常に換算すれば 6.41% に相当する。陣夫については天文 12 年の文書によれば次のようである。

北条氏印判状³⁰⁾

一 武州戸部郷陣夫之事、先当年中夫銭ニ被仰付候、如御定八貫文相澄郷中へ罷歸可致作毛者也、仍如件

癸卯 二月七日

戸部郷百姓中
同 代 官

これは陣夫も八貫文ということで廻陣夫と同額であるから、前のような率で計算すれば、また 6.41% を加えることになり、大普請を計上すれば、相当の負担になることがわかる。

廻陣夫と陣夫とが加算されると 12.82% ということで、五公五民はまさに六公四民をも越えようというものである。これに普請または大普請が加算されれば七公三民にもなることは必然であろう。

このような税制の中での人民の困窮は退転・欠落が起り、天正末期までには北条氏への命令に反抗が種々示されたことが、明らかであるが、この経済的な圧力は単なる税率の上昇のみにとどまらず、戦国時代中期に至ると貨幣の流通はより盛んとなり、北条氏も税の徴収をもっぱら銭納に切替えたが、現金収入の少い百姓にとってはこれは一大痛打であった。そのための納期の遅延に対する北条氏の処分はまことに厳しいものがあつた。

北条氏印判状

懸錢之事、如御定六月十五日以前ニ八百文小田原へ持来、関弥三郎ニ可渡、但、御法度之四文之悪錢一錢も有之可為曲事、若六月晦日迄就致未進者百姓之事、頸を可被為切候、猶其咎地者代官可被為懸之由、被仰出者也、仍如件

(天文十九年)

但、此内六月半分、十月半分可納

庚 閏五月十三日
戌

磯辺 代官

同 百姓中

この納入する錢に悪錢を混入すること、なお納期に遅れると切頸との厳科は、命がけの錢納であり、役錢の遅延には催促人が多数押掛け、無沙汰の時には妻子牛馬を引取るという苛酷なものであるから、若し不可能な場合はその地に居れば切頸か、妻子牛馬を引取られるかであるから所詮逃亡するより方法はなくなるわけで、これより積極的な反抗は一姓を起すことになるのである。

3. 権威に対する反抗

後北条氏の税制については前述の通りであるが、その重圧は税率の加重と厳罰とが用意された権威をかざしての威かくで百姓の生命と生活を奪うことを前提としたものである。戦争に明け暮れた北条氏康の末期頃から次第に反抗の様相はエスカレートされていくことは先の税率の比較によっても推察されるが、この逃亡が広範囲に亘った、一時期が天文 19 年という年である。

しかし、後北条氏にしても、逃亡されては税収がなくなるため種々の方法を用いている。その一つはまず錢納の中で代物法度を定めたがしかし錢納だけではあまりに苛酷なことがわかったのか立物での納付をも認めざるを得なくなった。(未完)

註

- 1) 後北条氏に関する研究は戦前は比較的少く、戦後に次第に多くなって来ている。
- 2) 史籍集覽通記第二十六、北条五代記巻之四、三北条氏茂百姓憐愍の事
- 3) 鎌倉大日記によった。
- 4) 文教政策一川瀬数馬「足利学校の研究」
- 5) 軍事一新城常三著「戦国時代の交通」
- 6) 交通一相田二郎著「中世の関所」、新城常三著「戦国時代の交通」
- 7) 産業政策一豊田武著「中世の商業」
- 8) 大言海(大槻文参著)富山房発行。
- 9) 日本歴史辞典(河出書房)
- 10) 東京大学史料編纂所蔵 相州文書、天正九年二月二日 三浦郡木古庭郷 百姓増右衛門(鈴木氏)所蔵となっているが現在は伊東敏三郎氏が所蔵されている。
- 11) 小田原編年録、北条系図によれば 天文十一年五月二日卒、号本光寺
- 12) 東京大学史料編纂所蔵 武州文書 都筑郡東方村 鈴木平次左衛門所蔵年不詳五月廿六日 北条氏文書
- 13) 静岡県史料 第1巻 判物証文写 今川二、元亀二年一月廿日 北条氏印判状
- 14) 金沢文庫 古文書 5713
- 15) 武蔵、山口文書 山口憲秀判物
就代替、判形出候事、横手村代官職之儀相任候、并不入之事心得候、百姓無退帳様ニ可申付候、用所之時者、人馬以印判可申付候、横合等之儀、不可有之者也、仍如件
己巳 (松田)
霜月廿四日 憲秀(花押)
山口郷左衛門尉殿
- 16) 東京大学史料編纂所蔵「相州文書」足柄下郡国府津 村野磯右衛門所蔵

北条氏印判状

本城御前様、御台所毎月納着従昔相定帳面改而被仰出事

老艘 国府津 村野宗右衛門船

此着銭毎月式百五十文宛之役

一着捐問致塩上可申、但、随時無塩にても上可申者、可為船主之随意、代物にて納申儀被停止事。

一國府津上十日ニ被定置候、十日之内者二度ニも三度ニも式百五十文之着之積を以上可申、十一日共至于令遅々者、可被懸過役事。

一御着之渡所、由比ヶ菊、清五郎左衛門兩人ニ被定候、相渡度ことに必請取を取、御糺明之時、為先請取可申披事。

以 上

此外魚之代定

塩ニても無塩ニても可為随意

一六七寸之鯛	壹ツ	代十文
一一尺之鯛		代十五文
一一尺五六寸之鯛		代卅文

以上鯛ならハ以此積可渡

なまひ

一かつほ	壹ツ	代十二文
一大あち	壹ツ并わかなこ	代二文
一あわひ	壹はい	代三文
一いわし	貳ツ	代壹文
一いなた	壹ツ	代五文

以上

右所定置令無沙汰ニ付而者、船持可刃頭、地頭迄可被処越度、若又台所奉行并由比清五郎左衛門、至于非分之儀申懸者、則可捧目安者也、仍如件。

(永祿三年)

庚申

二月廿三日

国府津船主

村野宗右衛門

17) 東京大学史料編纂所蔵 相州文書 三浦郡 久里浜 鈴木弥左衛門所蔵

北条氏印判状

明後六日ニ鯛卅枚、あゝひ百盃相調可持来候、替り共於此方可被相渡候由被仰出候、始而之御用被仰付候間、少も無如在、必々六日ニ夜通も可持来候、至無沙汰可為曲事候、御着共ふふん可相調者也、仍如件。

申

正月五日 関 修理亮

奉之

鈴木とのへ

この文書については拙稿 1963 年 3 月横須賀市博物館研究報告(人文科学)第 7 号参照、兎に角、臨時に突然の命令で、生魚といき鮑を上納せよというので、その輸送は発令正月五日の翌日までに小田原へ納入せよというのであるから、その役は大変なものであった。

18) 静岡県史料 第一輯

北条氏亮印判状

自前々於五ヶ村陣夫召仕由申上間、如前々無相違従当陣可召仕者也、仍如件

西 七月十七日 二宮織部奉

植松右京亮殿

この文書は代官植松右京亮に宛てたもので立網漁業者である彼に陣夫として召仕えるというもので漁業以外の軍役にかりたてられている。

19) 豆州内浦漁民史料上巻

重洲網所三張之分退転之所、弁済之事余浦へ申付候、然ニ彼網所退転之由申候て人ハ有之由申候へ共御番着無調故網所同網所付之田畠屋敷等相副御番着弁済之仁ニ相渡候(中略)何方へ罷給候共人之主ハ難成候、世ニ落候へハ侍もかちはたしにて人之こんかうをとり候事眼前候、畢竟無心を致堪忍果而御百姓をいたすべき擬肝要之由可有意見候、以上

(天正元年)
 癸酉 九月十七日 豊前(花押)
 長 浜 大川殿
 重 洲 土屋殿
 退転之網所 三帖之衆

- 20) 東京大学史料編纂所蔵 相州文書 足柄下郡 元箱根 箱根神社所蔵
 この文書は断簡で本紙一枚だけである文中の文面及び前後の事情から北条氏康が北条長綱に宛てた書簡であろう。
- 21) 東京大学史料編纂所蔵 相州文書
 石井文書 ○旧鶴岡八幡宮社人 の注として次のように記入されている。
 「新大夫ハ職掌小頭小池新大夫也、六郎五郎先祖也、坂間大夫ハ御手長役追川俊蔵」とある。
- 22) 東京大学史料編纂所蔵 相州文書 相承院文書 ○旧鶴岡八幡宮供僧
- 23) 東京大学史料編纂所蔵 相州文書 黄梅院文書 ○山ノ内円覚寺塔頭
- 24) 東京大学史料編纂所蔵 相州文書 伝崇庵文書
- 25) 東京大学史料編纂所蔵 相州文書
- 26) 東京大学史料編纂所蔵 武州文書 橘樹郡上駒林村川田林平所蔵

北条印判状

川流ニ付而役錢御赦免之事
 一 壹貫六百五十文 段錢当損懸分
 此内 八百廿五文 当年一廻分公方御赦免
 八百廿五文 百姓中并中田ニ可渡之
 一九百文
 此内 四百五十文 当年一廻分公方御赦免
 四百五十文 百姓中并中田ニ可渡之

以 上

右川流付而諸役令詫言候間、当損免ニ懸反錢、懸錢之内如此半御赦免と残半分為御同様可納之者也、仍如件

亥九月九日

駒林 小代官
百姓中

北条氏印判状

一、寅歳東郡棟別錢納様之事
 四貫七十五文 毎年相定辻 田名

右精錢之程(以下中留)如日限可致皆済者也付而、精錢至干無調者立物にてても納可申事

一 黄金 此福段一貫五百文 一米穀一斗四升目、当秋之納法也
 一 漆 袖ハ二百五十文 一 綿 一把百文目 袖ハ二百五十文
あきみハ二百文 中ハ三百文

同殺段錢納様之事

八貫四百廿七文 毎年相定辻 田名

右如去年可為殺段錢、当升目百文ニ一斗四升目、一俵別千米共三斗六升俵ニ被定畢、(以下略)
 (永祿九年)

刁

八月廿三日

田 名 小代官
百姓中

これと同文で田名のものがある。

東京大学史料編纂所蔵 相州文書 高座郡田名村 名主(江成)銀藏所蔵

北条氏印判状

川流ニ付而役錢御赦免之事
 一 四貫五百六十五文 反錢当損ニ懸分
 此内 (八十二文 当年一廻)
 二貫二百〇〇〇〇 〇〇〇〇御免
 二貫二百八十三文 百姓中并山上可渡之
 一 貳貫四百九十文 懸錢当損ニ懸分
 此内 一貫二百四十五文 当年一廻御免
 一貫二百〇〇〇〇 百姓中并山上可渡之
 (四十五文)

以 上

右川流付而諸役令佗言之間、当損免＝懸反錢、懸錢如此半分御赦免候、残半分如御日限可納之者也、仍如件

(虎の朱印)

亥

九月九日

田名 代官
百姓中

北条氏印判状

己巳班目郷風損之佗言、百姓中頼而申＝付而検見之上、自今以後納所引方共＝定事
一貳百拾壹貫貳百五十貳文 検見高辻

此内引方

五拾貫四百九文	諸公事錢
拾八貫貳百九十五文	巳之増分之内指置
壹貫文	平右衛門屋敷添
壹貫文	珠明
壹貫貳百文	定使給
壹貫五百文	名主給
壹貫貳百文	神田
以上七拾四貫六百四文	諸引方

残 而

百三拾六貫六百四十八文 定納之辻

此内出方

貳拾四貫貳貳壹文	石塚法師
拾三貫百五十七文	瀬戸三郎左衛門
九貫五百十八文	同 七郎左衛門
貳拾貳貫貳百	同 神右衛門
拾貳貫八百六十壹文	市川土佐守
五貫貳百貳十九文	賀藤三郎右衛門
貳貫六百七十貳文	源左衛門
拾四貫貳百四十貳文	石塚五郎右衛門
八貫三百五十貳文	伝左衛門
四貫三百拾三文	石塚主計助
三貫五百七十八文	手右衛門
三貫貳百六十四文	九郎右衛門
貳貫三文	四郎兵衛
壹貫三百八十九文	禰宜喜左衛門
五百八十文	増田将監分
四百五十八文	源右衛門
六百卅文	五郎左衛門
卅四文	鍊書記
八貫七十六文	代官給

以上百三拾六貫六百四十八文

右、郷中検見之上百姓佗言之透指引、残而納リ之分、是又百姓中捧請負之一札間、如此相定畢、於向後無毫角、年貢常速＝可致進納、畢竟河越へ之付ゑこひ為彼是、一濫指置候、猶百姓等申合、郷中之儀相稼、公私之御用無々沙汰可走廻者也、仍如件(後欠)

北条氏印判状

子安郷壬午歳干損之由申上付而癸未四月諸百姓被集有御糺明干損速被引捨納法干損仕分之御書出
一八拾七貫四百七十文 関口外記助拘

此内壹貫五百文夏成

此内名主

七貫貳百文	関口図書助
四貫五百十七文	同 助七郎
三貫九百十九文	内海兵庫 関口助七郎

四貫三百十文	牛込五郎左衛門
三貫貳百六十六文	関口神兵衛
三貫貳百六十六文	渡辺五郎右衛門
貳貫二百七十七文	九郎左衛門
壹貫九百六十五文	源左衛門
壹貫七百七十文	庄左衛門
壹貫百九文	源右衛門
三貫九文	弥二郎
五十貫八百六十二文	関口外記助手前
以上八十七貫四百七十文	
此内午納	
廿五貫七百文	御蔵納申
残而	
六十一貫七百七十文	未 進
此内	
廿貫文	午 歳 干 損 御 用 捨 但 脇 百 姓 前 共 二
猶残而	
、四十一貫七百七十文	御蔵納可申
以上	
此外	
一九貫六百五十文	不作子丑乃之開
此内	
貳貫文	午御蔵納
残而	
七貫六百五十文	未 進
此内 六百文	荒地之由申
合九十七貫百廿文	高 辻
以 上	

右辰巳午号干損大切之御年貢相ひかへ候百姓為御憐民出者未進者干損と申分被引捨候秋中御請申上之員
 数並未蔵分少成共未進致ニ付而者名主を始可遂御成敗存其旨此度御請申上候透速来秋九月より霜月廿日
 を切而悉御蔵納可申旨被仰出者也、仍如件

天正十一^{癸未}卯月廿七日

- 27) 東京大学史料編纂所蔵 相州文書 高座郡 田名 名主江成銀蔵所蔵
- 28) 前掲書 (22) 相州文書に同じ
- 29) 前掲書 (22) 相州文書に同じ
- 30) 東京大学史料編纂所蔵 武州文書 戸部
- 31) 水戸市彰考館蔵 北条家文書